

理容所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談してください～

◆ 新規開設届

- ✗ 新しく理容所を開設する。
- ✗ 開設者が変わる（事業を譲渡した場合は承継届）。
- ✗ 施設を移転する（仮店舗も含む）。
- ✗ 施設を大規模に増改築する。
- ✗ 施設を建て替える。

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ✗ 法人代表者を変更した。
- ✗ 施設を小規模に増改築した。など
〔届出事項が変わった場合には変更届が必要になります。
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定に
かかわるもの（いすの台数など）となります。〕

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
(登記事項証明書^{注)} (法人の場合)、施設設備図面等)

◆ 廃止届

- ✗ 営業を廃止した。

必要書類

- * 廃止届（廃止後の提出）

注) 登記事項証明書は6か月以内に発行のもの（原本）

◆ 従業者変更届

- ✗ 従業者の新規雇用、異動、退職等があった。
※ 複数店で施術している場合は全ての店舗で届出が必要です。

必要書類

- * 従業者変更届
- * 有資格者の免許証（本証提示）、医師による診断書（結核と伝染性皮膚疾患の有無がわかる3か月以内に発行のもの）

◆ 承継届

- ✗ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ✗ 法人が合併・分割した。
- ✗ 営業を譲り受けた。（個人→法人、個人→個人、法人→法人）

必要書類

- * 承継届
- 個人相続
 - 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍事項の全部事項証明書または、法定相続情報一覧図の写し
 - 相続人全員の同意書（相続人が2人以上で1人が相続する場合）【相続人の範囲：法定相続人】

○法人合併／分割

- 承継後に理容所を営業する法人の登記事項証明書^{注)}（合併または分割登記後）

○事業譲渡

- 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等）
- 譲渡を受けた法人の登記事項証明書^{注)}（原本提示）
- 住民票の写し（開設者が個人かつ外国人の場合）